

「社会復帰促進等事業に係る平成21年度成果目標の実績評価及び平成22年度成果目標」に関する総括表

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標

◎:22年度重点的目標管理事業 ☆:21年度新規事業 □:22年度新規事業

○:目標達成 ×:目標未達成

| 事業番号   | 事業名   | 事業概要   | 21年度成果目標  |              | 成果目標達成度合  | 22年度成果目標  |
|--------|---|--|---|--------------|---|---|
|        |   |  | 評価  | ○<br>(予算執行率) | (評価のコメントを記載)  |   |
| ◎<br>☆ | <記載例><br><br>○○事業<br>【21年度新規事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】      | (事業の概要を記載)   | (アウトカム指標を記載)  |              | ○   | (アウトカム指標を記載)  |
|        |   |  | (アウトプット指標を記載)   |              | ×   | (アウトプット指標を記載)   |
|        |   |  | 評価  | ○<br>(予算執行率) | (評価のコメントを記載)  |   |
| ◎<br>☆ | 1 石綿確定診断等事業<br>【21年度新規事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】            | 石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する。<br>・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。<br>・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。   | 労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼があったものについてすべて疾患を確定する。   |              | ○   | 労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。   |
|        |   |  | —   |              |   | 労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。  |
|        |   |  | 評価  | (A)<br>(36%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適正な水準に見直し。) |   |
| ◎<br>☆ | 2 石綿関連疾患診断技術研修事業<br>【21年度新規事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】       | 石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要があるもの。<br>・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について<br>・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について<br>・石綿小体計測実習について<br>・労災補償制度について | 全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人) |              | ○   | 全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人) |
|        |   |  | 全国7地域において、1回あたりの研修人数を30人として、1地域当たり3回延べ630人を対象として研修を実施する。  |              | ○   | 全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。  |
|        |   |  | 評価  | A<br>(93%)   | 成果目標を達成ところであり、引き続き、施策を継続。   |   |
| ◎      | 3 労働者の健康の保持増進対策事業<br>【21年度重点的目標管理事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】 | 過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場における具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等を行う。   | ①メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を90%以上とする。   |              | ×   |   |
|        |   |  | ②THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を90%以上とする。   |              | ○   |   |
|        |   |  | ③メンタルヘルス対策支援センター事業及び上記2事業について、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を81%以上とする。  |              | ○   | ①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。<br>②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。  |
|        |   |  | ①メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,800回以上とする。  |              | ○   |   |
|        |   |  | ②THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数を4,700回以上とする。   |              | ○   |   |
|        |   |  | ③メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。  |              | ○   | ①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。<br>②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数240,000件以上とする。  |
|        |   |  | 評価  | C<br>(84%)   | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(事業仕分けの結果を踏まえ、労働者の健康づくり対策支援業務は廃止。)                     |   |

|   |   |  |  |   |   |  |
|---|---|--|--|---|---|--|
| ◎ | 4 | 化学物質管理の支援体制の整備<br>【21年度重点的目標管理事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】 | ①化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行い、モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行う。<br>②国が定める化学物質について、ばく露実態調査等のリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則の改正に資する。<br>③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能確認を行う。          | ①化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 | ×   |  |
|   |   |  |  | ②上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。                                 | ○   |  |
|   |   |  |  |   |   | ①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(654万件)以上にする。    |
|   |   |  |  |   |   | ②モデルMSDSについて「役に立った」とする割合を60%以上にする。       |
|   |   |  | ①平成20年度にリスク評価(初期評価)を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H20.11改正)に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。                                    | ○   | ②平成21年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H20.11改正)に定める20物質のうち、昨年度にリスク評価(初期リスク評価)を行った6物質及び再度有害物ばく露作業報告を求めたこととした3物質を除く11物質の中から、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 |  |
|   |   | ②ナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作及び代表的ナノマテリアル1物質を用いた装置の性能確認を行う。   | ○  | ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。                               |   |  |
|   |   |  |  |   | ①250の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。   |  |
|   |   |  | 評価   | C<br>(98%)  | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要  |  |
| ◎ | 5 | 快適職場形成促進事業<br>【21年度重点的目標管理事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】     | 職場の心理的・制度的側面の改善方法、及び職場における受動喫煙防止対策に関する調査研究を行った。また、事業場から申請される快適職場推進計画の技術的審査を行い、審査結果を都道府県労働局に報告した。さらに、快適な職場環境の形成に係る技術的事項等についての事業場からの相談に対応するとともに、快適職場フォーラム、職場のソフト面の快適化のための講習会、都道府県快適職場推進大会の開催等を通じて、事業場における快適職場形成促進について普及啓発を行った。 | ①快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。   | ×   | ①快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。            |
|   |   |  |  | ②職場における喫煙対策の実施状況に関するアンケート調査において、職場における喫煙対策の実施率を92.1%(平成20年度調査結果)以上とする。      | ○   |  |
|   |   |  |  |   |   | ②快適職場フォーラムが今後の取組の参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。 |
|   |   |  |  | 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。  | ○   | 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。               |
|   |   |  | 評価   | C<br>(99%)  | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(22年度限りで廃止。)   |  |

|   |   |   |  |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|--|
| ◎ | 6 | 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進【21年度重点的目標管理事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】 | <p>1 労働時間等設定改善援助事業の実施「労働時間設定改善アドバイザー」を事業主団体等に配置し、アドバイザーが中小企業集団に対して説明会や個別訪問等を実施し、中小企業における労働時間等の設定の改善を促進する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金の支給<br/>労働時間等の設定の改善のために、傘下事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し助成を行う。</p> <p>3 職場意識改善助成金<br/>労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を盛り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成を行う。</p> | <p>①援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p>  | ○  | <p>①援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5%以上上昇させる。</p>                    |
|   |   |   |  | <p>②援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>       | ○  | <p>②援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>                               |
|   |   |   |  | <p>③助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> | ○  | <p>③助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5%以上上昇させる。</p>                   |
|   |   |   |  | <p>④助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>      | ○  | <p>④助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>                              |
|   |   |   |  | <p>⑤助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p>              | ○  | <p>⑤中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> |
|   |   |   |  | <p>⑥助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>                   | ○  | <p>⑥助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.0%以上上昇させる。</p>                                |
|   |   |   |  | <p>⑦週労働時間60時間以上の雇用者の割合を前年度未満とする。</p>   | ○  | <p>⑦助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p>   |
|   |   |   |  | —  |  | <p>⑧支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>                    |
|   |   |   |  |  |  | <p>①労働時間等設定改善推進助成金の事業実施承認申請件数を33件以上とする。</p>  |
|   |   |   |  |  |  | <p>②職場意識改善助成金の職場意識改善計画認定申請件数を410件以上とする。</p>  |
|   |   |   | 評価   | (A)<br>51%   | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)アウトカム指標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適正な水準に見直し。) |  |
| ◎ | 7 | 個別労働紛争対策事業【21年度重点的目標管理事業】<br>【22年度重点的目標管理事業】          | <p>1 総合労働相談窓口の運営</p> <p>2 個別労働紛争の自主的解決の援助</p> <p>3 都道府県労働局長による紛争解決の援助</p> <p>4 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進</p>   | <p>紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のもの割合を94%以上とする。</p>         | ○  | <p>紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のもの割合を94%以上とする。</p>                                 |
|   |   |   |  | <p>助言・指導申出受付件数(平成21年度計画数:6,668件)<br/>(数値の根拠)平成18~20年度における申出受付件数の平均値</p>                  | ○  | <p>助言・指導申出受付件数(平成22年度計画数:6,946件)<br/>(数値の根拠)平成18~21年度における申出受付件数の平均値</p>  |
|   |   |   | 評価   | A<br>(96%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。  |  |

|   |    |   |   |   |            |   |
|---|----|---|---|---|------------|---|
| ◎ | 8  | 自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業【22年度重点的目標管理事業】 | 依然として長時間労働の実態にある自動車運転者の就業環境の改善を図るため、①トラック運転者における長時間労働抑制等に取り組んでいる好事例集の作成・セミナーの開催等、②バス運転者における改善基準を遵守した「運行計画作成支援システム(仮称)」の作成及びこれに関するセミナーの開催等を実施する。 | ①セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。   | ○          | ①セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。   |
|   |    |   |   | ②セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「『運行計画作成支援システム(仮称)』を活用したい、または活用を検討したい」との回答を得る。  | ×          |   |
|   |    |   |   |   |            | ②セミナーに参加した荷主の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。  |
|   |    |   |   |   |            | ③セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。   |
|   |    |   |   |   |            | ④セミナーに参加した旅行業者の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。  |
|   |    | ①全国7箇所計1,400のトラック事業者を対象にセミナーを開催する。        | ×   | ①全国7カ所計1,400のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催する。   |            |   |
|   |    | ②全国7箇所計700のバス事業者等を対象にセミナーを開催する。           | ×   | ②全国7カ所計840のバス事業者及び旅行業者に対して、セミナーを開催する。   |            |   |
|   |    | 評価  | C<br>(80%)  | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要  |            |   |
| ◎ | 9  | 特定分野における労働者の労働条件の確保・改善事業【22年度重点的目標管理事業】   | 労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図る。  | 都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。  | ○          | 都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。  |
|   |    |   |   | 特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。   | ○          | 特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。   |
|   |    |   |   | 評価  | A<br>(—)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。   |
| ◎ | 10 | 未払賃金の立替払事業【22年度重点的目標管理事業】                 | 未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。  | 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持すること。  | ○          | ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均で25日以内」を目標とする。   |
|   |    |   |   |   |            | ②労福機構の第一次利用者として、監督署職員に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。  |
|   |    |   |   | ①不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について平均30日以内を維持するため、以下の措置を講じる。<br>・原則週1回払いの堅持<br>・立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂<br>・ホームページの一層の充実                | ○          | ①原則週1回払いの堅持、大型請求事案の事前調整、パンフレットやホームページによる情報提供の充実及び相談業務の質の向上、更新したシステムの円滑な運用を行う。   |
|   |    |   |   | ②求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。<br>・破産事案における裁判手続への確実な参加<br>・再建型倒産事案における債務承認書又は弁済計画書の提出督促、弁済の履行督促<br>・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促     | ○          | ②立替払債権の確実な回収を図るため、確実な債権保全、弁済督促等を行う。   |
|   |    |   |   | 評価  | A<br>(99%) | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。   |
| ◎ | 11 | 短時間労働者安全衛生対策推進費【22年度重点的目標管理事業】            | 正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して助成金を支給する。  | ①短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 | ○          | ①短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を85%以上とする。 |
|   |    |   |   | ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。   | ○          | ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。   |
|   |    |   |   | 助成金支給件数(事業主向け助成金)503件   | ×          | 助成金支給件数(事業主向け助成金)450件   |
|   |    |   |   | 評価  | B<br>(85%) | 予算額(又は手法等)を見直し。<br>なお、平成23年10月から(財)21世紀職業財団の活用を廃止し、都道府県労働局で実施。  |

|        |    |   |  |   |            |   |                                     |
|--------|----|---|--|---|------------|---|-------------------------------------|
| ◎<br>□ | 12 | 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発<br>(①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物)<br>【22年度重点的目標管理事業・22年度新規事業】 |  |   |            |   | 被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上) |
|        |    |   | 評価   |   |            |   |                                     |
| ☆      | 13 | 新規労災年金受給者支援経費<br>【21年度新規事業】   | 新たに労災年金受給者となった者に対して、労災保険制度や労災年金にかかる各種手続きをはじめ、社会復帰のための指導を内容とした説明会を開催すること等により、安心して過ごせる年金生活の確保及び早期社会復帰等による自立促進を図る。  | 本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。  | ○          | 本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。  |                                     |
|        |    |   |  | 説明会等を全国で170回以上開催すること。   | ○          | 新規受給者説明会を全国で146回以上開催すること。   |                                     |
| ☆      | 14 | 派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業<br>【平成21年度重点的目標管理事業】<br>【平成21年度新規事業】  | ①派遣労働者の安全衛生対策の徹底を図るため、製造業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。<br>②製造業のうち鉄鋼業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。  | ①研修会の参加者について、派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。                                   | ○          | ①研修会の参加者について、陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。                       |                                     |
|        |    |   |  | ②研修会の参加者について、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。                         | ○          | ②研修会の参加者について、化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。                         |                                     |
| □      | 15 | 労災関係調査研究(化学物質等による健康影響・疾病に関する調査研究)<br>【22年度新規事業】   | 平成21年12月に取りまとめられた「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」において、「労働基準法施行規則第35条専門検討会の分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望む」との要望がなされたところであるが、同検討会の分科会における検討に当たっては、最新の化学物質等による疾病に関する医学的知見の基礎資料が必要不可欠であるため、国内外の化学物質等による疾病の医学的知見に関する調査研究を実施するものである。 | ①派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。                                      | ○          | ①陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。                          |                                     |
|        |    |   |  | ②製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 | ○          | ②化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 |                                     |
| □      | 16 | 労災関係調査研究(多重就労者に係る労働時間管理のあり方に関する調査・普及)<br>【22年度新規事業】   | ①周知パンフレットの作成、印刷、配布<br>②複数就業者に係る労働時間算定の定着のための諸外国の施策の調査  | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適切な水準に見直し。)                                       |            | ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。  |                                     |
|        |    |   |  | 評価  | A<br>(57%) |   |                                     |
| □      | 15 | 労災関係調査研究(化学物質等による健康影響・疾病に関する調査研究)<br>【22年度新規事業】   | 平成21年12月に取りまとめられた「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」において、「労働基準法施行規則第35条専門検討会の分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望む」との要望がなされたところであるが、同検討会の分科会における検討に当たっては、最新の化学物質等による疾病に関する医学的知見の基礎資料が必要不可欠であるため、国内外の化学物質等による疾病の医学的知見に関する調査研究を実施するものである。 |   |            | 医学的知見の収集を適切に行い、報告書として取りまとめることにより、化学物質等による疾病に係る告示の見直しのための基礎資料を得る。                          |                                     |
|        |    |   |  | 評価  |            |   |                                     |
| □      | 16 | 労災関係調査研究(多重就労者に係る労働時間管理のあり方に関する調査・普及)<br>【22年度新規事業】   | ①周知パンフレットの作成、印刷、配布<br>②複数就業者に係る労働時間算定の定着のための諸外国の施策の調査  |   |            | 欧米諸国における制度・施策の調査研究を適切に実施し、その分析結果をまとめるとともに、法的保護の在り方を検討する。                                  |                                     |
|        |    |   |  | 評価  |            |   |                                     |

|    |  |  |  |              |  |
|----|--|--|--|--------------|--|
| 17 | テレワーク普及促進等<br>対策<br>【21年度複数年目標管理<br>事業】<br>【22年度複数年目標管理<br>事業】 | ●テレワーク相談センター<br>専門相談員を配置して、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るもの。<br>●テレワーク・セミナー<br>事業主・労働者等を対象として、テレワーク実施時の労務管理上の留意点、テレワーク実施時のVDT作業における留意点、テレワーク実施企業の事例紹介に関するセミナーを実施するもの。 | ①テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実際に活用できるレベルまで理解した旨の回答が80%以上となること。 | ○            | ①テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実際に活用できるレベルまで理解した旨の回答が80%以上となること。                                   |
|    |  |  | ②テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。  | ○            | ②テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。  |
|    |  |  | ③テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。  |              |  |
|    |  |  | ④在宅型テレワークを行う者を2015年までに700万人とする。  |              |  |
|    |  |  | ①テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。  | ×            | ①テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。  |
|    |  |  | ②テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする   | ×            | ②テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。  |
|    |  |  | 評価   | —<br>(89%)   | 本来であればBであるが、複数年目標管理事業であるため「—」とする。  |
| 18 | 労災関係調査研究<br>(業務上疾病に関する<br>医学的知見の収集)                            | 個別事案における業務上外の判断や、認定基準の見直しに係る検討を行うに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、当該疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、認定基準に掲げる脳・心臓疾患(以下「対象疾病」という。)に係る国内外の医学文献の収集を実施することを目的とする。  | 医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。  | ○            | 医学的な知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。   |
|    |  |  |  | —            |  |
|    |  |  | 評価   | (A)<br>(92%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)アウトカム指標を達成したところであり、医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができたため、有効な役割を果たしたため、引き続き、施策を継続。 |
| 19 | 労災診療費審査体制等<br>充実強化対策費  | 労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払いを確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託するもの。  | 受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。   | ○            | 受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。   |
|    |  |  |  | —            |  |
|    |  |  | 評価   | (A)<br>(90%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)アウトプット指標を達成したところであるが、事業仕分けの結果を踏まえ、国へ業務を集約化し、委託事業を廃止する方向で検討。  |
| 20 | 労災ケアサポート事業<br>経費   | 重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等の専門スタッフによる訪問支援を行うなど、重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等の実施。  | 本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。   | ○            | 本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。   |
|    |  |  | 労災年金受給者及びその家族に対して、訪問・巡回支援を年間3万件以上実施する。   | ○            | 重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間2万3千件以上実施する。   |
|    |  |  | 評価   | A<br>(96%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。なお、一般競争入札である総合評価落札方式や分割調達について検討。  |
| 21 | 高齢被災労働者対策費   | 高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営   | 本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。  | ○            | 本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。  |
|    |  |  | 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する  | ○            | 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上の状態を維持する   |
|    |  |  | 評価   | A<br>(98%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。なお、一般競争入札である総合評価落札方式や分割調達について検討。  |

|    |  |   |  |              |  |
|----|--|---|--|--------------|--|
| 22 | 建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業【平成21年度重点的目標管理事業】 | 建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。  | ①事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。  | ×            | ①事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。  |
|    |  |   | ②対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。  | ○            | ②対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。  |
|    |  |   | ③事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を67%以上に高める。   | ○            |  |
|    |  |   | ④顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。   | ○            | ③顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。   |
|    |  |   | ⑤手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 | ×            | ④手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 |
|    |  |   |  |              | ⑤建設業全体の手すり先行工法の普及率を高める。(参考:平成22年2月末 31%)   |
|    |  |   | ①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。  | ○            | ①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。  |
|    |  |   | ②手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(752現場)。   | ○            | ②手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(450現場)。   |
|    |  |   | ③手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(256事業場)。   | ×            | ③手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(198事業場)。   |
|    |  |   | ④顕彰された職長に対する研修会を実施する。  | ○            | ④顕彰された職長に対する研修会を実施する。  |
| 評価 | C<br>(97%)                                 | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(事業仕分けの結果を踏まえ、緊急性を要する事業に絞り込むことを検討。)  |  |              |  |
| 23 | 危険・有害性等の調査等普及促進事業【21年度重点的目標管理事業】           | 事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、リスクアセスメント等の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。  | ①業種別団体が事業場に対して実施する危険性又は有害性等の調査等に関する研修会に参加した事業場において、新たに危険性又は有害性等の調査等の導入を検討すると回答する割合を80%以上とする。             | ○            |  |
|    |  |   | ②企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。                              | ○            | 企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。                               |
|    |  |   | ①事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。  | ○            |  |
|    |  |   | ②専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。  | ○            | 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。   |
|    |  |   | 評価   | A<br>(61.2%) | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適切な水準に見直し。)  |
| 24 | じん肺等対策事業                                   | ①石綿取り扱い業務等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。<br>②呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクの流通過程において買取りを行い、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施して不適合の有無等を検証する。<br>③(22年度新規)各種作業内容及び作業場所における個人サンブラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を通じて、作業環境管理のあり方の検討を行う。局所排気装置等の環流方式の実証的研究として、新たに開発された除毒装置など最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行い、制度の見直しを行う。 | ①離職後健診の受診率を68.3%以上にする。   | ○            | ①離職後健診の受診率を66.9%(平成17年～21年の平均値)以上にする。  |
|    |  |   | ②事業運営の効率化により、買取り対象の呼吸用保護具を82種類(過去2年間の実績(平均))以上とする。   | ○            | ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。                                       |
|    |  |   | ①石綿健康管理手帳の新規交付数を5231件以上とする。  | ×            | ①石綿健康管理手帳の新規交付数を3880件以上とする。  |
|    |  |   | ②買取り試験評価委員会の開催率を100%とする。   | ○            |  |
|    |  |   | 評価   | B<br>(100%)  | 予算額(又は手法等)を見直し。  |

|    |                    |   |   |   |  |
|----|--------------------|---|---|---|--|
| 25 | 林業従事者における安全衛生の推進事業 | <p>①林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。</p> <p>②振動レベルに応じて振動ばく露限界時間を定めて作業時間管理方法を行うよう指針を見直すこととしており、実効を確保するために、振動工具の製造・輸入業者に対して必要な周知指導を行うとともに、振動工具を取扱う製造業、建設業、林業(木材製造業を含む。)等の事業者に対して指導等を行う専門家を養成する。</p> <p>③林業において多発する労働災害を防止するため、各作業に対応した危険性の特定の実施に係る巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。</p> | <p>① i 林業巡回特殊健康診断については、当該特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のもの割合を80%以上とする。</p>            | ○ | <p>①林業巡回特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のもの割合を80%以上とする。また、補助対象とした労働者を使用する事業者に対してアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。さらに、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4.0%の増加を図ることとする。</p> |
|    |                    |   | <p>① ii 補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対してもアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。</p>                               | × |  |
|    |                    |   | <p>① iii また、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4%の増加を図ることとする。</p>   | × |  |
|    |                    |   | <p>② i 事業者に対して指導等を行うことができる専門家を各都道府県ごとに製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに1名以上、業種計で3名以上養成する。</p>  | ○ |  |
|    |                    |   | <p>② ii 振動工具の製造・輸入業者に対する説明会において、出席者を対象とした今後の取組に係るアンケート調査を実施して今般見直した指針への取組を促し、出席者のうち当該指針に取り組む予定であるとするもの割合を80%以上とすることにより当該指針の実施を図る。</p> | × |  |
|    |                    |   | <p>③危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。</p>  | ○ |  |
|    |                    |   | <p>④高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を83%以上とする。</p>   | ○ |  |
|    |                    |   |   |   | <p>②振動工具を取り扱う製造業、建設業、林業(木材製造業を含む。)等の事業者に対する講習会は、それぞれの業種で1,000名以上、合計3,000名以上受講させる。また、出席者への講習の効果を高めるため、講習会が有意義であった者の割合を80%以上とする。</p>   |
|    |                    |   |   |   | <p>③間伐作業に係る危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。</p>  |
|    |                    |   | <p>①林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。</p>  | ○ | <p>①林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。</p>   |
|    |                    |   | <p>②製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに、事業者に対して指導等を行うことができる専門家を養成のための説明会を1回以上実施する。また、振動工具の製造・輸入業者に対する説明会を1回以上実施する。</p>                       | ○ |  |
|    |                    |   | <p>③危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場)</p>  | ○ | <p>④危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場)</p>   |
|    |                    |   | <p>④高性能林業機械に係る研修会を実施する(23道県50名)</p>   | ○ |  |
|    |                    | <p>②振動工具を使用する事業者(製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごと)に対し、新たな指針の普及促進を図るための業種ごとの講習会を1回以上実施する。</p>   |   |   |  |
|    |                    | <p>③振動工具の点検・整備については、多岐に亘る振動工具ごとの特性等を踏まえた点検整備のあり方に関する検討を行い、検討報告書を報告する。</p>   |   |   |  |
| 評価 | C<br>(93%)         | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。   |   |   |  |

|    |                       |   |   |   |  |   |
|----|-----------------------|---|---|---|--|---|
| 26 | 中小地場総合工事業者<br>指導力向上事業 | 中小地場総合工事業者による下請業者<br>に対する安全管理能力の向上等を図るため、<br>現場所長や店社に対する研修、モデル<br>事業場への個別指導等を行う。  | 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場<br>の割合を80%以上とする。  | ○ | 業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的<br>な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。  |   |
|    |                       |   | ①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(76回)。   | ○ | ①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する<br>(72回)。  |   |
|    |                       |   | ②モデル事業場への個別指導を実施する(309事業場)。   | ○ | ②モデル事業場への個別指導を実施する(325事業場(計585<br>回))。   |   |
|    |                       |   | ③モデル事業場の取組事例集を作成する。   | ○ |  |   |
| 評価 | A<br>(118%)           | 成果目標を達成したところであるが、事業仕分けの結果を踏まえ、緊急性を要<br>する事業に絞り込むことを検討。  |   |   |  |   |
| 27 | 安全衛生情報提供事業            | 事業者の安全衛生活動に必要な情報を<br>的確に提供するため、インターネットを通<br>じた災害事例等の安全衛生情報や安全<br>衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講<br>習修了者のデータの一元管理を行う。  | ①新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査におい<br>て、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とす<br>る。                   | ○ | ①新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策<br>を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直<br>しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以<br>上とする。                    |   |
|    |                       |   | ②コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,884万件(過去3年平均)、視聴<br>覚媒体の利用者数を13,055人(過去3年平均)、展示コーナーの利用者数を62,239人(過去3年平均の5%<br>増)以上とする。 | × | ②コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件<br>数を2,397万件(過去3年平均)、展示コーナーの利用者数を65,168<br>人(過去3年平均の5%増)以上とする。視聴覚媒体の利用者数は<br>7,500人(前年度)以上にする。 |   |
|    |                       |   | ①死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。  | ○ | ①死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。   |   |
|    |                       |   | ②労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。   | × | ②労働安全衛生法に基づき平成22年度に届出された新規化学物<br>質を全件追加掲載する。(参考:平成21年度1064件、平成20年度<br>1344件)   |   |
| 評価 | C<br>(109%)           | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(事<br>業仕分けの結果を踏まえ、廃止も含めて検討。)   |   |   |  |   |
| 28 | 交通労働災害等防止対<br>策の推進    | ①交通労働災害等の発生のリスクが高い<br>陸上貨物運送事業場に対して「交通労働<br>災害防止のためのガイドライン」の実施状<br>況を確認し未実施の事項について指導す<br>るとともに、その後の改善状況について調<br>査する。<br>②ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛<br>生管理手法について解説したマニュアル<br>を作成するとともに、陸上貨物運送事<br>業者に対して当該マニュアルを活用した研<br>修会を開催する。 | ①交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的<br>な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。  | ○ | ①交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働<br>災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した<br>事業場の割合を95%以上とする。   |   |
|    |                       |   | ②ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法についての研修会において実施するアンケート調査におい<br>て、「ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法を理解し、当該手法の活用について検討する」と回答する<br>参加者の割合を50%以上とする。  | ○ |  |   |
|    |                       |   |   |   |  | ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」につ<br>いて解説したマニュアルの研修会において実施するアンケート調査<br>において、「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備<br>等を理解し、当該設備の活用について検討する」と回答する参加者<br>の割合を50%以上とする。 |
|    |                       |   | ①交通労働災害等防止に関する指導を900事業場に対して実施する。  | ○ | ①交通労働災害等防止に関する指導を500事業場に対して実施す<br>る。   |   |
|    |                       |   | ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」につ<br>いての研修会を開催し、200名以上を参加させる。  |   |  |   |
| 評価 | A<br>(84%)            | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。<br>(22年度限りで廃止。)   |   |   |  |   |
| 29 | 小規模事業場の産業保<br>健活動推進事業 | 産業医の選任義務のない小規模事業場<br>の産業保健活動を支援するため、集団で<br>自主的に産業医を選任した場合にその費<br>用の一部を補助する。また、深夜業労働<br>者の健康確保を図るため、深夜業労働者<br>が自発的に健康診断を受診した場合にそ<br>の要した費用の一部を助成する。  | ①小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成21年度に新たに申請<br>した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。                                 | × | ①小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事<br>業)において、平成22年度に新たに申請した事業場が産業保健活<br>動を実施する回数736回以上とする。   |   |
|    |                       |   | ②産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認<br>識し、今後も当該活用を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。                                  | — | ②産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保<br>健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健<br>活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得<br>る。                         |   |
|    |                       |   | 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場<br>(H19実績521事業場)以上とする。   | × | 産業医共同選任事業の申請を行った事業場数263件(予算要求上の<br>件数)を目指す。  |   |
| 評価 | C<br>(42%)            | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(2<br>2年度限りで廃止。)   |   |   |  |   |

|    |                     |  |   |               |   |
|----|---------------------|--|---|---------------|---|
| 30 | 地域産業保健センターの整備事業     | 小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。  | ①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上(H19年度実績)、事業者等については23,985人以上(H20年度実績)とする。                              | ○             | ①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。                        |
|    |                     |  | ②「働き盛り層のメンタルヘルスマネジメント支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上(平成20年度実績85.1%)にする。 | ×             | ②「働き盛り層のメンタルヘルスマネジメント支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。        |
|    |                     |  | 夜間・休日の相談窓口の実施回数を3,943回(H19年度実績3,942回)以上とする。   | ○             | 夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。  |
|    |                     |  | 評価  | C<br>(100%)   | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(事業仕分けの結果を踏まえ、産業保健情報の提供業務を廃止。)                                 |
| 31 | 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 | 小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を、団体等以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行った。                              | 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。  | ○             | 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。  |
|    |                     |  | 構成事業場会議の実施率を100%とする。  | ○             | 構成事業場会議の実施率を100%とする。  |
|    |                     |  | 評価  | A<br>(100%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(22年度をもって新規団体の登録は終了とし、事業自体も24年度をもって廃止。)                              |
| 32 | 化学物質の有害性調査等事業       | 職場で用いられる化学物質について、計画的にOECDテストガイドラインNo.451に則った発がん性試験を実施。   | —   |               | 委託物質に係る試験の実施率を100%とする。  |
|    |                     |  | 委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成21年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。   | ○             | 委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成22年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。   |
|    |                     |  | 評価  | (A)<br>(100%) | (アウトカム指標を定めていなかったため、アウトプット指標の達成状況のみで判断。)アウトプット指標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。                         |
| 33 | 労働災害防止対策費補助金        | 事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体法の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業について補助を行うもの。  | ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。  | ×             | ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。  |
|    |                     |  | ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成20年と比して4%以上減少させる。  | ×             | ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成21年と比して4%以上減少させる。                                      |
|    |                     |  | 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を36,800人以上とする。  | ×             | 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。  |
|    |                     |  | 評価  | C<br>(94%)    | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(事業仕分けの結果を踏まえ、補助対象の重点化を検討。)                                    |
| 34 | 産業医学振興経費            | 産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行う。   | ①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。  | ○             | ①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。  |
|    |                     |  | ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。              | ○             | ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。      |
|    |                     |  | ①医師国家試験の合格率については常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。   | ○             | ①医師国家試験の合格率については常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。   |
|    |                     |  | ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。   | ○             | ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。   |
|    |                     |  | ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルスマネジメント対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。         | ○             | ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルスマネジメント対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。 |
|    |                     |  | 評価  | A<br>(98%)    | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。   |
| 35 | 労働時間等相談センター事業の推進    | 主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、改正労働基準法に係る情報提供、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。<br>なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。 | 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。  | ○             | 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。  |
|    |                     |  | 相談件数を55,650件以上とする。  | ×             | 相談件数を55,650件以上とする。  |
|    |                     |  | 評価  | B<br>(99%)    | 予算額(又は手法等)を見直し。   |

|    |  |   |   |              |  |
|----|--|---|---|--------------|--|
| 36 | 新規起業事業場就業環境整備事業<br>(21年度までは「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」。) | 新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。  | 利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。                                  | ○            | 利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。   |
|    |  |   | サポート実施事業者数を800社以上とする。   | ○            |  |
|    |  |   |   |              | 個別指導事業者数を400社以上とする。  |
| 評価 | A<br>(95%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。   |   |              |  |
| 37 | 過重労働解消に向けた取組の推進事業                                  | 総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団(全国61集団、1集団概ね30事業場)に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。  | 助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。            | ×            | 助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。                                   |
|    |  |   | 本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。                             | ○            | 本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。  |
|    |  |   | 評価  | C<br>(70.4%) | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(22年度限りで廃止)   |
| 38 | 中小企業退職金共済事業  | 労働保険特別会計労災勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入にともなう事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。   | 在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成20年度末2,951,352人)   | ○            | 在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成21年度末3,020,559人)  |
|    |  |   | 新規加入被共済者数(平成21年度:400,600人)  | ○            | 新規加入被共済者数(平成22年度:403,600人)   |
|    |  |   | 評価  | A<br>(83%)   | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。  |
| 39 | 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業                           | 技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることににより制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。<br>・安全衛生対策検討委員会の設置<br>・実習生受入れ企業に対する助言・指導等の実施<br>・適正な労災保険給付の確保 | (財)国際研修協力機構が実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.3%以下                            | ×            | 技能実習生の死傷者千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者千人率(休業4日以上)の数値以下   |
|    |  |   | ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上  | ○            | ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上   |
|    |  |   | ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上  | ○            | ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上   |
|    |  |   | 評価  | C<br>(89%)   | 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。「溶接」の職種における労災事故発生件数の増加が著しいことを踏まえ、「溶接」に関する受入団体・企業に対する指導、啓発を重点的に行う等の工夫を検討。 |
| 40 | 家内労働者の安全衛生対策事業                                     | ・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。<br>・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾患の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局(5局)が産業医等による健康相談を実施する。                 | 安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。 | ○            | 安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。                        |
|    |  |   | 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数1,100人以上。                                     | ○            | 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数1,100人以上。  |
|    |  |   | 評価  | A<br>(—)     | 成果目標は達成しているところであり、引き続き、施策を継続。  |

|    |                              |   |  |            |  |
|----|------------------------------|---|--|------------|--|
| 41 | 働く女性の母性健康管理対策推進費             | 母性健康管理の措置の実態に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。<br>さらに、産業保健スタッフ及び企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施し、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。 | 研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。                         | ○          | 研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。                   |
|    |                              |   | 母性健康管理サイトのアクセス数を300,000件とする。   | ○          | 母性健康管理サイトのアクセス数を430,000件とする。   |
|    |                              |   | 評価   | A<br>(86%) | 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。   |
| 42 | 女性と仕事総合支援事業                  | 男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが少なくない女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。   | 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の95%以上から得る。 | ○          | ①健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られたとする者の割合95%以上 |
|    |                              |   |  |            | ②健康問題に関するセミナー受講者のうち、受講により、抱える問題の解決に役立つと思うとする者の割合80%以上                                    |
|    |                              |   |  |            | ③健康に関する相談体制強化のための研修会受講者のうち、受講により、女性を支援するための健康促進事業を実施する際に役に立つと思う者の割合80%以上                 |
|    |                              |   | ①健康に関する相談件数2,700件  | ○          | ①健康に関する相談件数3,000件  |
|    |                              |   | ②健康問題に関するセミナー開催件数24回   | ○          | ②健康問題に関するセミナーの受講者数が定員の80%以上(960名以上)  |
| 評価 | A<br>(83%)                   | 成果目標は達成したところ。<br>(行政刷新会議再仕分けの「評価結果」に加え、女性関連施設や利用者の声を踏まえつつ、女性の就業支援という観点から必要な事業の内容や、施設の取扱い等について、早急に検討を行う。)  |  |            |  |
| 43 | 最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業   | 職業性疾病等について、国内外の第一線の学術研究員によるワークショップを開催するとともに、海外の規制、基準等を収集し、それに基づく専門家による検討等を行う。また、得られた知見等について、セミナーを実施し、広く情報の共有・提供を図ることにより予防対策の普及促進を行う。                                    | セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合80%   | ×          |  |
|    |                              |   | ①学術研究員によるワークショップ開催回数 4回  | ○          |  |
|    |                              |   | ②ホームページアクセス件数 7,000件   | ○          |  |
|    |                              |   | ③セミナー開催回数 4回   | ○          |  |
| 評価 | C<br>(77%)                   | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。(21年度限りで廃止)  |  |            |  |
| 44 | 労災関係調査研究(石綿小体に関する計測例の収集及び分析) | 石綿による肺がんの合理的な認定に資する基礎資料を得るため、石綿小体の計測例の収集及び分析を行うもの。  | 石綿小体の計測例の収集・分析を適正に実施することにより、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のため基礎資料を得る。                                    | ○          |  |
|    |                              |   | —  |            |  |
| 評価 | (A)<br>(38%)                 | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断)成果目標を達成したところである。(21年度限りで廃止)  |  |            |  |
| 45 | 働き方トータルプロジェクトの推進事業           | 働き方の見直しにより、長時間労働の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。   | 本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。                               | ○          |  |
|    |                              |   | 中小企業労働時間適正化促進事業助成金の支給決定件数を140件以上とする。   | ○          |  |
|    |                              |   | 評価   | A<br>(65%) | 成果目標を達成しているところである。(21年度限りで廃止)  |

|    |                    |   |   |               |   |
|----|--------------------|---|---|---------------|---|
| 46 | 労災病院の運営            | <p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。</p> <p>また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。</p> <p>さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たす。</p> | ① 労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。   | ×             | ① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上得る。   |
|    |                    |   | ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。   | ○             | ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。  |
|    |                    |   | ③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率50%以上、逆紹介率を40%以上確保する。   | ○             | ③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を54%以上、逆紹介率を40%以上確保する。  |
|    |                    |   | ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。  | ○             | ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。  |
|    |                    |   | ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいてアクセス件数を13万1千件以上得る。   | ○             | ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。  |
|    |                    |   | ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。                  | ○             | ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。                  |
| 評価 | C<br>(100%)        | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。   |   |               |   |
| 47 | 医療リハビリテーションセンターの運営 | <p>被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的医療を提供する。</p>  | ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 | ○             | ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 |
|    |                    |   | ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。   | ○             | ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。   |
|    |                    |   |   | —             | 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。                |
|    |                    |   | 評価  | (A)<br>(100%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断) 成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |
| 48 | 総合せき損センターの運営       | <p>被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。</p>  | ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。                | ○             | ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。                |
|    |                    |   | ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。   | ○             | ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。   |
|    |                    |   |   | —             | 多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等に実施し、社会復帰の促進を図る。   |
|    |                    |   | 評価  | (A)<br>(100%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断) 成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |

|    |                   |   |   |               |  |
|----|-------------------|---|---|---------------|--|
| 49 | 労災リハビリテーション作業所の運営 | 入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。 | 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。  | ○             | 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。   |
|    |                   |   | —   |               | 全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。   |
|    |                   |   | 評価  | (A)<br>(100%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断)成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |
| 50 | 納骨堂の運営            | 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。                                     | 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。  | ○             | 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。   |
|    |                   |   | —   |               | アンケート結果に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。   |
|    |                   |   | 評価  | (A)<br>(100%) | (アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断)成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |
| 51 | 産業保健推進センターの利用促進事業 | 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。   | ①産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。   | ○             | 研修、相談については、全センターにおいてホームページ、メールマガジン等により案内、申込受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。   |
|    |                   |   | ①産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,400回以上の研修を実施する。 | ○             | ①ニーズ調査やモニター調査等の結果を踏まえ、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,500回以上の研修を実施する。  |
|    |                   |   | ②産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を15,000件以上確保する。                                 | ○             | ②産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した産業精神保健の専門家、過重労働による健康障害防止対策の専門家等の人的資源の拡充に引き続き努めるとともに、相談体制の効率化を図る。また、研修後の相談コーナーの設置、ホームページ、メールマガジン等を用いた相談の簡便な受付方式の導入、相談事例の紹介等を行うほか、行政機関等関係機関との連携の強化を図る。これらにより、産業保健関係者からの相談件数を20,000件以上確保するとともに、相談内容を分析し、収集した成果を産業保健関係者に対する研修に事例として紹介する等、有効に活用する。 |
|    |                   |   | ③産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を1,500,000件以上得る。                         | ○             | ③情報誌「産業保健21」、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家による編集会議を開催し、情報誌の質の向上を図る。さらに、これまでに蓄積された産業保健に関するQ&Aや実務・専門的な情報のデータベース化を逐次進めホームページで提供する。こうした取組とともに、下記(イ)を含めた地域のニーズに対応した取組を行うことにより、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。  |
|    |                   |   | ④地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。   | ○             | ④地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。  |
| 評価 | A<br>(100%)       | 成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |   |               |  |

|    |                               |   |   |   |  |
|----|-------------------------------|---|---|---|--|
| 52 | 勤労者予防医療センターの運営                | 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。  | ①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。   | ○ | 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。 |
|    |                               |   | ①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上   | ○ | ①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上   |
|    |                               |   | ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上   | ○ | ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上   |
|    |                               |   | ③講習会を延べ人数:2,400人以上  | ○ | ③メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上   |
|    |                               |   | ④勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上   | ○ | ④勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上   |
| 評価 | A<br>(100%)                   | 成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |   |   |  |
| 53 | 海外勤務健康管理センターの運営(平成21年度限り廃止事業) | 海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。また、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)等において、廃止することになったことを踏まえ、研修等の資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる等の取組を行いつつ、平成21年度末までに廃止する。 | —   |   |  |
|    |                               |   | ①海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。   | ○ |  |
|    |                               |   | ②海外勤務健康管理センターでこれまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行う。<br>ア 研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。<br>イ FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。<br>ウ 海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも利用できるよう研究データベースの整備を行う。 | ○ |  |
| 評価 | (A)<br>(100%)                 | (アウトカム指標を定めていなかったため、アウトプット指標のみで判断)成果目標を達成したところである。(21年度限りで廃止)   |   |   |  |
| 54 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金       | 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。  | 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。   | ○ | ①講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。   |
|    |                               |   | 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。   | ○ | ②労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。  |
|    |                               |   | 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。   | ○ | 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。  |
| 評価 | A<br>(100%)                   | 成果目標を達成したところであり、引き続き施策を継続。  |   |   |  |

|    |                         |   |  |             |  |
|----|-------------------------|---|--|-------------|--|
| 55 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金 | 労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。<br>1 労働政策についての総合的な調査及び研究<br>2 労働政策についての情報及び資料収集・整理<br>3 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言<br>4 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修  | ①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。   | ○           | ①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。   |
|    |                         |   | ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。  | ○           | ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。  |
|    |                         |   | ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。   | ○           | ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。   |
|    |                         |   | ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。  | ○           | ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。  |
|    |                         |   | ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。  | ○           | ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。  |
|    |                         |   | ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。   | ○           | ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。   |
|    |                         |   | ①とりまとめた研究成果数(総数、プロジェクト研究(6テーマ)、課題研究(6テーマ))   | ○           | ①とりまとめた研究成果数(プロジェクト研究(6テーマ)、課題研究(5テーマ))  |
|    |                         |   | ②ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上)   | ○           | ②ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上)   |
| 評価 | A<br>(100%)             | 成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。   |  |             |  |
| 56 | 障害者職業能力開発校経費            | 施設・機器の老朽化に伴う訓練生の安全確保や、訓練科目の充実を図るため、障害者職業能力開発校の施設・機器の整備を行う。  | 障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。  | ×           | 障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。  |
|    |                         |   | —  |             | 障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。  |
|    |                         |   | 評価   | C<br>(100%) | アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。  |
| 57 | 中小企業勤労者総合福祉推進事業         | サービスセンターは、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を、各地域の事業主と勤労者が相互に協力して実施するための推進母体としての役割を担っている。福利厚生面においては、中小企業と大企業との規模間格差が存在している現状において、サービスセンターの事業が効果的に行われることは、そうした規模間格差の是正のために不可欠である。しかしながら、サービスセンターの運営に携わる組織・人員は不十分な体制であることから、効率的かつ効果的な事業運営のためには、国が管理費等の補助を行うことが必要である。 | サービスセンターの総会員数を96万人(20年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む)<br>※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。    | ○           | サービスセンターの総会員数を160万人(21年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む)<br>※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。   |
|    |                         |   | サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人(19年度実績)以上とする。<br>※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。 | ○           | サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を47,503人(21年度実績)以上とする。<br>※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。 |
|    |                         |   | 評価   | A<br>(85%)  | 成果目標を達成したところである。(22年度限りで廃止)  |